

天理市新型インフルエンザ等対策 行動計画

令和8年6月1日

はじめに

2020年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認され、次いで、我が国初となる日本人の患者が奈良県で確認されました。以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生活及び健康が脅かされ、市民生活及び市民の社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、政治、行政、医療機関関係者、事業者等が一丸となって取組が進められてきました。この新型コロナ対応の経験を踏まえ、国は、令和6年（2024年）7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改定しました。

本市においても、平成21年（2009年）5月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験を踏まえ、天理市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定していましたが、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、本計画を改定することとなりました。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施することで、市内の感染を可能な限り抑制し、市民の皆さまの生命及び健康、市民生活や市民の社会経済活動に及ぼす影響を最小限に抑えます。

また、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図ります。有事に際しては、国の基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）に基づき、対応を行っていきます。

本行動計画の円滑な実施には、医療機関やさまざまな関係機関、事業者、市民1人ひとりの皆さまと地域一体となった取り組みが不可欠ですので、今後も本市の保健衛生行政にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和8年6月1日

天理市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定版）目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
第2章 天理市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対策	4
第1節 天理市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	6
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考 え等	6
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	6
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	11
(1) 平時の備えの整理や拡充	11
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の 切替	11
(3) 基本的人権の尊重	13
(4) 危機管理としての特措法の性格	13
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	14
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対 応	14
(7) 感染症危機下の災害対応	14
(8) 記録の作成や保存	14
第4節 対策推進のための役割分担	15
(1) 国の役割	15
(2) 地方公共団体の役割	15
(3) 医療機関の役割	16
(4) 指定（地方）公共機関の役割	17
(5) 登録事業者の役割	17
(6) 一般の事業者の役割	17
(7) 市民の役割	17
第5節 新型インフルエンザ等対策の対策項目	19

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	20
第1章 実施体制	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	22
第3節 対応期	23
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	28
第3節 対応期	30
第3章 まん延防止	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	34
第4章 ワクチン	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	42
第3節 対応期	46
第5章 保健	50
第1節 準備期	50
第2節 初動期	51
第3節 対応期	52
第6章 物資	53
第1節 準備期	53
第7章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定	54
第1節 準備期	54
第2節 初動期	56
第3節 対応期	57
注釈	61
用語集	64